主 文

本件上告を棄却する。

## 理 由

弁護人布施辰治の上告趣意は、当裁判所の判例(昭和二六年(あ)四三八二号同二八年五月二九日第二小法廷決定判例集七巻五号一一四六頁)と相反する見解の下に酒税法の解釈を争うものの外は、訴訟法違反、事実誤認、量刑不当の主張であつて、刑訴四〇五条の上告理由に当らない。また記録を調べても同四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四一四条、三八六条一項三号により裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和二八年一二月一日

## 最高裁判所第三小法廷

| 裁判長裁判官 | 井   | 上 |    | 登  |
|--------|-----|---|----|----|
| 裁判官    | 島   |   |    | 保  |
| 裁判官    | 河   | 村 | 又  | 介  |
| 裁判官    | /]\ | 林 | 俊  | Ξ  |
| 裁判官    | 本   | 村 | 善善 | 太郎 |